

令和6年度答申第22号
令和6年7月19日

諮問番号 令和6年度諮問第17号及び第18号（いずれも令和6年6月19日諮問）

審査庁 環境大臣

事件名 廃棄物の処理及び清掃に関する法律19条の5第1項に基づく措置命令に関する件2件

答 申 書

審査請求人X₁及び同X₂からの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件各審査請求は棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A知事（以下「処分庁」という。）が、審査請求人X₁が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）12条1項に規定する産業廃棄物処理基準及び同条2項に規定する産業廃棄物保管基準に適合しない方法で産業廃棄物（廃油、廃タイヤ及び廃プラスチック類）の保管を行ったことにより生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとして、廃棄物処理法19条の5第1項1号の規定に基づき、審査請求人X₁及びその代表取締役である審査請求人X₂（以下審査請求人X₁と併せて「審査請求人ら」という。）に対し、上記産業廃棄物を全量撤去し、廃棄物処理法に従い適正に処理することを命ずる各措置命令（以下「本件各措置命令」という。）をしたことから、審査請求人らがこれらを不服としてそれぞれ審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

(1) 廃棄物の定義

ア 廃棄物処理法2条1項は、この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものをいうと規定している。

イ 廃棄物処理法2条2項は、この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいうと規定している。

ウ 廃棄物処理法2条4項は、この法律において「産業廃棄物」とは、次の各号に掲げる廃棄物をいうと規定し、同項1号には、「事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」が掲げられている。

上記の委任を受けて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）2条は、上記の「政令で定める廃棄物」は、次の各号に定めるとおりとすると規定しているところ、同条には、「廃タイヤ」は掲げられていないが、同条5号には、「ゴムくず」が掲げられていて、廃タイヤは、原材料が天然ゴムであるか又は合成ゴムであるかによって、ゴムくず又は廃プラスチック類に該当するとされている（昭和46年10月25日付け環整第45号厚生省環境衛生局環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」の記の第1の4に記載の別紙の(6)及び(12)）。

(2) 事業者の処理責任

廃棄物処理法3条1項は、事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと規定し、廃棄物処理法11条1項は、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないと規定している。

(3) 産業廃棄物処理基準

ア 廃棄物処理法12条1項は、事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならないと規定している。

イ 上記アの委任を受けて、廃棄物処理法施行令6条1項は、産業廃棄物処理基準は、次の各号に定めるとおりとすると規定し、同項2号ロ(1)は、

産業廃棄物の保管を行う場合には、廃棄物処理法施行令3条1号りの規定の例によると規定している。

そして、廃棄物処理法施行令3条1号りは、一般廃棄物の保管を行う場合の具体的な基準として、保管は周囲に囲いが設けられていることなどの要件を満たす場所で行うこと（(1)）、保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように、保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うことその他必要な措置を講ずること（(2)）、保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること（(3)）を掲げている。

(4) 産業廃棄物保管基準

ア 廃棄物処理法12条2項は、事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようこれを保管しなければならないと規定している（なお、中央省庁等改革関係法施行法（平成11年法律第160号）1273条による廃棄物処理法の改正前は、上記の「環境省令」は、「厚生省令」であった。）。

イ 上記アの委任を受けて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）8条は、産業廃棄物保管基準は、次の各号のとおりとすると規定し、産業廃棄物の保管を行う場合の具体的な基準として、同条1号には、保管は周囲に囲いが設けられていることなどの要件を満たす場所で行うことが、同条2号には、保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように、保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うことその他必要な措置を講ずることが、同条3号には、保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすることが掲げられている。

(5) 立入検査

廃棄物処理法19条1項は、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物等に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、

運搬、若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができると規定している。

(6) 改善命令

廃棄物処理法 19 条の 3 第 2 号は、産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合には、都道府県知事は、当該産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者に対し、期限を定めて、当該産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができると規定している。

(7) 措置命令

廃棄物処理法 19 条の 5 第 1 項は、産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、次の各号に掲げる者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができると規定し、同項 1 号には、「当該保管、収集、運搬又は処分を行った者」が掲げられている。

(8) 行政処分の指針

令和 3 年 4 月 14 日付け環境規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知「行政処分の指針について」の別添「行政処分の指針」（以下単に「行政処分の指針」という。）は、廃棄物処理法 19 条の 5 に規定する措置命令について、次のとおり定めている。

ア 廃棄物処理法 19 条の 5 第 1 項の「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、「人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実に生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずること」をいう（第 9 の 2 の(1)の③）。

イ 廃棄物処理法 19 条の 5 第 1 項 1 号の「（当該）保管、収集、運搬又は処分を行った者」とは、「まず第一に実際に不適正処理を行った個人をいい、不適正処理を直接行った従業者等は勿論、不適正処理を指示し、あるいはこれを黙認するなど帰責性の存する個人事業主等も当然含ま

れ」、「法人の場合は、不適正処理を指示した役員、不適正処理が行われていることを知りながらそれを阻止する措置を講じなかった役員、取締役会で不適正処理に係る決議に賛成又は異議をとどめない取締役等、不適正処理への関与が認められる役員等がこれに該当」し、「不適正処理が法人又は個人事業主の従業者等によりその業務として行われた場合には、法人又はその個人事業主にもその責任を負わせるものである」から、「不適正処理が法人又は個人事業主の業務として行われた場合には、不適正処理を行った個人（従業者のほか、上記のとおり責任が認められる法人の役員等も含む。）と、法人又は個人事業主の双方」に対し、措置命令をすることができる（第9の2の(2)の②）。

ウ 措置命令は、「必要な限度において」とされているから、「支障の程度及び状況に応じ、その支障を除去し又は発生を防止するために必要であり、かつ経済的にも技術的にも最も合理的な手段を選択して措置を講ずるように」命じなくてはならない（第9の3の(1)）。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人X₁は、別紙物件目録記載の各土地（以下「本件各土地」という。）等において、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）に基づく解体業、引取業及びフロン類回収業を行っていた株式会社であり、審査請求人X₂は、審査請求人X₁の代表取締役である。

なお、本件各土地は、昭和49年2月から平成7年6月までの間に審査請求人X₂が所有権を取得したものであるが、いずれも、令和2年10月2日の担保不動産競売による売却により、同月7日にその所有権が第三者に移転した。

また、上記の産業廃棄物処分業については、許可の有効期限が平成28年3月7日であったことから、審査請求人X₁が同月2日付けで更新の許可申請をしたが、令和3年3月5日付けで不許可とする処分がされた。また、上記の解体業の許可の有効期限は、令和元年6月30日であり、上記の引取業及びフロン類回収業の登録の有効期限は、いずれも令和4年9月16日であった。

（本件各土地の登記事項証明書、審査請求人X₁の登記事項証明書、産業廃棄

物処分業許可証、産業廃棄物処分業の更新不許可通知書、解体業許可証、引
取業登録通知書、フロン類回収業登録通知書)

- (2) 本件各土地には、令和2年8月当時、ドラム缶、廃タイヤを含む自動車部品、フレキシブルコンテナバッグ（以下「フレコンバッグ」という。）、ビニール袋等の廃プラスチック類が大量に積み上げられていた。これらは、その大部分が屋外に野積みされていたが、本件各土地の周囲には、囲いが設けられていなかった。また、大量のドラム缶の保管の場所に不浸透性の材料が敷かれている様子は見当たらず、廃油が漏れ出して土壤に浸透していた。

（令和2年8月28日に本件各土地の状況を撮影した写真）

- (3) 処分庁は、令和3年2月18日付けで、廃棄物処理法19条の3第2号の規定に基づき、審査請求人X₁に対し、B地a₁の土地（別紙物件目録記載の3の土地）等に放置している産業廃棄物は産業廃棄物処理基準に違反しているとして、当該産業廃棄物について産業廃棄物処理基準に適合するよう措置を講ずること、当該産業廃棄物を廃棄物処理法に従い適正に処理することなどを命ずる改善命令をした。

（改善命令書）

- (4) C町議会は、令和4年3月18日付けで、処分庁に対し、事業を停止した審査請求人X₁がB地a₁の土地等に廃油、使用済み自動車等の産業廃棄物を残置しているため、強風による飛散、風雨に伴う劣化、汚水等の流出・地下浸透などの地域住民の日常の生活環境に影響のある深刻な問題が生じているとして、当該産業廃棄物について早急な対策を講ずることなどを求める意見書を提出した。

（「審査請求人X₁が残置している産業廃棄物に係る今後の対応についての意見書の提出について」と題する書面）

- (5) 処分庁は、令和4年7月27日及び28日、廃棄物処理法19条1項の規定に基づき、本件各土地への立入検査（以下「本件立入検査」という。）を実施したところ、ドラム缶からの廃油の流出及び地下浸透による水道水源等の汚染のおそれ、廃タイヤの長期間にわたる残置による自然発火のおそれ及び廃プラスチック類の周辺への飛散のおそれが認められたことから、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると判断した。

（「審査請求人X₁'の残置物（廃油）による生活環境保全上の支障及びおそれに係る現地調査及び聞き取り結果」と題する書面、「審査請求人X₁'

の残置物（廃プラスチック）による生活環境保全上の支障及びおそれに係る
現地調査及び聞き取り結果」と題する書面、「審査請求人X₁の残置物
（廃タイヤ）による生活環境保全上の支障及びおそれに係る現地調査結果」
と題する書面、残置物（廃油、廃タイヤ及び廃プラスチック）の状況を令和
4年7月27日に撮影した写真、本件立入検査に係る出張復命書）

- (6) 処分庁は、令和5年3月17日付けで、審査請求人らに対し、審査請求人X₁が本件各土地において産業廃棄物処理基準及び産業廃棄物保管基準に適合しない方法で産業廃棄物（廃油、廃タイヤ及び廃プラスチック類）の保管を行ったことにより、廃油の流出及び地下浸透による水道水源等の汚染、廃タイヤの野積みによる蚊、はえその他の害虫の発生並びに廃タイヤの自然発火、廃プラスチック類の道路等への飛散といった生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるため、廃棄物処理法19条の5第1項1号の規定に基づき、上記産業廃棄物の全量撤去を命ずる各措置命令をすることを予定しているから、行政手続法（平成5年法律第88号）30条の規定により弁明の機会を付与するとして、弁明書の提出を依頼する通知をした。

これに対し、審査請求人らは、令和5年4月13日付けで、「今の私の生活状態では処理撤去することは出来ません。」、「この土地の競売については、（中略）廃材等がたくさんある事は告げています。」、「買受人は、安い金額で買取った訳ですから、その処理等に関しては、覚悟があった物と考えております。」、「したがって、処分については、当方では出来ません。」などと記載した弁明書（以下「弁明の機会における弁明書」という。）を提出した。

（各「弁明の機会付与通知書」、弁明の機会における弁明書）

- (7) 処分庁は、令和5年9月1日付けで、審査請求人らに対し、審査請求人X₁が本件各土地において産業廃棄物処理基準及び産業廃棄物保管基準に適合しない方法で産業廃棄物（廃油、廃タイヤ及び廃プラスチック類。以下「本件産業廃棄物」という。）の保管を行ったことにより、廃油の流出及び地下浸透による水道水源等の汚染、廃タイヤの野積みによる蚊、はえその他の害虫の発生並びに廃タイヤの自然発火、廃プラスチック類の道路等への飛散といった生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとして、廃棄物処理法19条の5第1項の規定に基づき、令和6年11月1日までに本件産業廃棄物を全量撤去し、廃棄物処理法に従

い適正に処理することを命ずる各措置命令（本件各措置命令）をした。

（各措置命令書）

- (8) 審査請求人らは、令和5年11月13日、審査庁に対し、本件各措置命令を不服として本件各審査請求をした。

（各審査請求書）

- (9) 審査庁は、令和6年6月19日、当審査会に対し、本件各審査請求はいずれも棄却すべきであるとして本件各諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人らの主張の要旨

以下の理由により、本件各措置命令の取消しを求める。

- (1) 産業廃棄物の発注者は、D都道府県であるため、D都道府県に対し、再三、産業廃棄物の処分費用の支払を求めたが、D都道府県は、これに応じてくれない。
- (2) 裁判所の競売において、残廃棄物については、本件各土地を安く落札した者が処分するようにした。裁判所の競売説明書にも、落札者が残廃棄物を処分すると記載されている。競売の事前調査の際に、裁判所職員に対し、会社及び個人に全く金銭等がないことを説明したところ、残廃棄物は本件各土地の落札者が処分するしかないということになり、その分、本件各土地の評価額が下がることで話がついていた。
- (3) Eは、Fの解体作業において発生した産業廃棄物を適切に処理せず（すなわち、有価物と廃棄物とに分けず）、審査請求人X₁が落札した物の中に上記産業廃棄物を隠した。D都道府県に対し、その旨を伝えても、何の返答もない。建物・構造物等の解体作業において発生した物は、有価物と廃棄物とに分けてから売却すべきである。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査庁は、審理員意見書のとおり、本件各審査請求はいずれも理由がないから棄却すべきであるとしている。
- 2 審理員意見書の概要は、以下のとおりである。
- (1) 廃棄物処理法19条の5第1項は、①産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合（以下「要件①」という。）において、②生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき（以下「要件②」という。）は、③必要な限度において（以下「要件③」という。）、措置命令

をすることができる」と規定し、④その命令の対象者については、同項1号において「当該保管、収集、運搬又は処分を行った者」（以下「要件④」という。）を掲げている。

(2) そこで、本件各措置命令が要件①から要件④までを満たしているか否かについて検討する。

ア 要件①について

(ア) 事業者は、自らその産業廃棄物の処分を行う場合には、産業廃棄物処理基準に従わなければならないとされ（廃棄物処理法12条1項）、その基準の具体的内容として、産業廃棄物が飛散・流出しないようにすること、悪臭等によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること、産業廃棄物の保管を行う場合には、周囲に囲いを設け、産業廃棄物が地下に浸透しないように保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆い、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにするなどの要件を満たす場所で行うことなどが規定されている（廃棄物処理法施行令6条1項2号、3条1号イ、リなど）。

また、事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障がないようにこれを保管しなければならないとされ（廃棄物処理法12条2項）、その基準の具体的内容として、周囲に囲いを設け、産業廃棄物が飛散・流出したり、地下に浸透したりしないように、保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにするなどの要件を満たす場所で保管を行うことなどが規定されている（廃棄物処理法施行規則8条1号から3号まで）。

(イ) これを本件についてみると、令和2年8月28日に本件各土地の状況を撮影した写真によれば、遅くとも同月には、本件各土地において、廃油を内容物とするドラム缶、廃タイヤ、廃プラスチック類を含む産業廃棄物が大量に野積みされていることが認められるから、審査請求人X₁の事業目的に鑑みれば、これらの産業廃棄物は、審査請求人X₁の事業活動の一環として排出され、又は処理を受託した産業廃棄物であると考えるのが自然である。

そして、上記の写真によれば、廃プラスチック類は、無造作に積み上げられているだけで、飛散しないように何らかの措置が講じられていることはうかがえないこと、本件各土地の周囲には、囲いが見当たらない

こと、保管の場所の底面が不浸透性の材料で覆われていることも見受けられず、ドラム缶から漏れ出した廃油が土壤に浸透していること、これによって悪臭が発生するおそれのあることを確認することができる。さらに、野積みされた廃タイヤは、長期保管により蓄熱して発火のおそれがあることに加えて、一般的に、蚊、はえその他の害虫の発生源となるものである。

したがって、本件各土地においては、令和2年8月当時、産業廃棄物処理基準及び産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管が行われていたことが明らかである。

(ウ) 上記(イ)の状況は、本件立入検査を実施した令和4年7月下旬当時も変化がなく、改善が見られないこと、審査請求人らが令和5年4月に作成した弁明の機会における弁明書には、「今の私の生活状態では処理撤去することは出来ません」などと記載されていて、依然として産業廃棄物を撤去していないことを自認していること、処分庁が本件各措置命令をした同年9月までの間に、本件各土地の産業廃棄物処理基準及び産業廃棄物保管基準に適合しない状態が解消されたことをうかがわせる事情はないことから、本件各土地においては、本件各措置命令がされるまでの間、産業廃棄物処理基準及び産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管が続いていたと考えるほかない。

なお、本件立入検査の結果によれば、本件各土地は、国道沿いにあり、その周辺には、一般住宅やガソリンスタンド等がある。

イ 要件②について

行政処分の指針においては、「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、「人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実に生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずること」をいうとされている（第9の2の(1)の③）。

これを本件についてみると、上記アの(イ)のとおり、本件各土地においては、産業廃棄物処理基準及び産業廃棄物保管基準に適合しない状態で産業廃棄物が大量に保管され、ドラム缶からは廃油が漏れ出して土壤に浸透していること、飛散防止措置が講じられていないため、比較的軽量の廃プラスチック類が飛散するおそれがあること、野積みされた廃タイヤは、蚊等の害虫の発生源となり得ること、本件各土地は、国道に接しており、付近には、一般住宅等があることなどを勘案すると、人の生活に密接な関係

がある環境に何らかの支障が現実に生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生じていると考えるべきである。

したがって、本件各土地は、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれのある状態であるといえる。

ウ 要件③について

行政処分の方針においては、「措置命令は「必要な限度において」とされており、支障の程度及び状況に応じ、その支障を除去し又は発生を防止するために必要であり、かつ経済的にも技術的にも最も合理的な手段を選択して措置を講ずるように命じなくてはならない」とされている（第9の3の(1)）。

本件各措置命令は、本件産業廃棄物を全量撤去し、廃棄物処理法に従って適正に処理することを命じたものであるところ、本件各土地においては、産業廃棄物処理基準及び産業廃棄物保管基準に適合しない状態で産業廃棄物が大量に野積みされていて、これによって生活環境の保全上支障が生じ得ることから、その支障を除去するためには、このような不適正な産業廃棄物の保管状態の解消、すなわち、本件産業廃棄物の全量撤去及び適正処理が必要であり、かつ、経済的にも技術的にも最も合理的な手段であるといえる。

したがって、本件各措置命令が命じた本件産業廃棄物の全量撤去及び適正処理は、必要な限度における措置であるといえる。

エ 要件④について

行政処分の方針においては、「（当該）保管、収集、運搬又は処分を行つた者」とは、「法人の場合は、不適正処理を指示した役員、不適正処理が行われていることを知りながらそれを阻止する措置を講じなかつた役員、取締役会で不適正処理に係る決議に賛成又は異議をとどめない取締役等、不適正処理への関与が認められる役員等」をいうとされている（第9の2の(2)の②）。

これを本件についてみると、まず、本件産業廃棄物の保管は、審査請求人X₁がその事業活動の一環として行つたものであるから、審査請求人X₁は、「（当該）保管（中略）を行つた者」に該当する。

次に、審査請求人X₂は、審査請求人X₁の代表取締役であること、審査請求人X₁の事業活動を把握していなかつたという趣旨の主張はしていないこと、審査請求人X₂以外の人物が審査請求人X₁の事業活動や本件

産業廃棄物の保管に関与していることをうかがわせる事情はないことから、審査請求人X₂が本件産業廃棄物の保管状況を把握していたことは明白である。したがって、審査請求人X₂は、審査請求人X₁による本件産業廃棄物の「不適正処理への関与が認められる役員」ということができるから、「(当該) 保管(中略)を行つた者」に該当する。

オ 小括

上記アからエまでで検討したところによれば、本件各措置命令は、廃棄物処理法19条の5第1項に規定する措置命令の要件を満たしており、違法又は不当であるとはいえない。

(3) 審査請求人らの主張に対する判断

審査請求人らは、産業廃棄物の発注者はD都道府県であるにもかかわらずD都道府県が産業廃棄物の処分費用の支払に応じないと主張するほか、本件各土地の落札者が本件産業廃棄物の処分をすることになったなどとも主張する。

しかし、本件産業廃棄物とD都道府県との関わりは、明らかではない。また、本件産業廃棄物は、本件各土地の競売の時点で、有価物ではなく、廃棄物であったと考えられるところ、競売により本件各土地の所有権が移転したとしても、本件産業廃棄物の処理責任まで直ちに移転することになるわけではないし、本件各土地の落札者が本件産業廃棄物の処分をすることになったとの上記主張を裏付ける証拠もない。審査請求人らが廃棄物処理法19条の5第1項1号の「(当該) 保管(中略)を行つた者」に該当する以上、他に産業廃棄物の処理責任を負う者がいるとしても、審査請求人らが同号に該当しなくなるわけではない。

審査請求人らは、その他るる主張するが、いずれも本件各措置命令が廃棄物処理法19条の5第1項に規定する措置命令の要件を満たしていることを覆すに足りるものとはいえない。

したがって、審査請求人らの主張は、いずれも採用することができない。

(4) 結論

以上によれば、本件各審査請求は、いずれも理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件各諮問に至るまでの一連の手続について

一件記録によると、本件各審査請求から本件各諮問に至るまでの一連の手

続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件各措置命令の違法性又は不当性について

(1) 審査請求人X₁は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業並びに自動車リサイクル法に基づく解体業、引取業及びフロン類回収業を行っていた株式会社であり、審査請求人X₂は、審査請求人X₁の代表取締役である（上記第1の2の(1)）。そして、本件各土地は、審査請求人X₂が所有していたものであるが、担保不動産の競売手続が行われ、その所有権は、令和2年10月7日に第三者に移転している（上記第1の2の(1)）。

審査請求人X₂は、上記の競売手続において、審査請求人X₁が産業廃棄物処分業者として本件各土地に廃タイヤ、ドラム缶等の産業廃棄物を置いていると陳述している（G地方裁判所執行官作成の現況調査報告書の「関係人の陳述等」欄）。また、審査請求人らは、本件各審査請求において、ドラム缶の中身はエコエネルギー（バイオディーゼル油）を作るときに生じたものであると主張している（反論書）。

処分庁は、本件各措置命令をするに当たり、審査請求人らに対し、行政手続法30条の規定により弁明の機会を付与しているが、審査請求人らがその際に提出した弁明書（弁明の機会における弁明書）における弁明の内容は、審査請求人らには資力がなく、本件産業廃棄物を処分することができないというものである（上記第1の2の(6)）。

以上によれば、本件産業廃棄物は、審査請求人X₁が排出事業者又は受託事業者として保管していたものと認められる。

(2) 次に、本件産業廃棄物の保管状況について検討する。

ア 本件各土地の競売手続におけるG地方裁判所執行官作成の現況調査報告書（令和2年4月9日提出）の「執行官の意見」欄には、「ドラム缶付近から廃油が漏れている状況が伺われ、廃油等の臭いがする。所有者からは土壤汚染がある旨の陳述がある。」と記載されている。

イ 令和2年8月28日に本件各土地の状況を撮影した写真によれば、本件各土地には、ドラム缶、廃タイヤを含む自動車部品、フレコンバッグ、ビニール袋等の廃プラスチック類が大量に積み上げられていること、これらは、その大部分が屋外に野積みされているが、本件各土地の周囲には、囲いが設けられていないこと、大量のドラム缶の保管の場所には、不浸透性の材料が敷かれている様子が見当たらず、廃油が漏れ出して土壤に浸透していることが認められる（上記第1の2の(2)）。

ウ 処分庁は、令和4年7月27日及び28日、本件各土地への立入検査（本件立入検査）を実施した（上記第1の2の(5)）が、その関係資料（上記第1の2の(5)の末尾掲記の資料）によれば、本件立入検査の結果は、次のとおりである。

(ア) 本件各土地は、国道沿いにあり、その周辺には、一般住宅やガソリンスタンド等がある。

(イ) 本件各土地には、屋外にドラム缶、廃タイヤ、廃プラスチック類等の産業廃棄物が大量に残置されている。

(ウ) ドラム缶には、グリセリン、食用油などの廃油が保管されているが、ドラム缶の腐食により、廃油の流出及び地下浸透が認められる。本件各土地から約300メートルの距離に上水道の水源があることから、廃油の流出及び地下浸透により、今後、上水道の水源や地下水への影響が出るおそれがあると判断される。

なお、地域住民からC町長宛ての要望書（令和4年6月28日付け）には、「廃油の遺漏による道路（国道）排出溝への流出」についての懸念（「地下水の汚染に繋がらないか」、「河川、田んぼへの影響はないか」）が記載されている。

(エ) 廃タイヤは、事業者からの聞き取りによると、約2万本が残置されている。廃タイヤの一部は、草に覆われていて、長期間にわたって残置されていることから、廃タイヤが自然発火するおそれがあると判断される。

(オ) 廃プラスチック類が入っているフレコンバッグは、劣化により一部が破損して、内容物が露出しており、飛散しやすい状態となっている。しかし、本件各土地の周囲に囲いは設けられておらず、廃プラスチック類の飛散及び流出を阻止するための措置が講じられていない。

なお、上記(ウ)の要望書には、「台風時及び強風時にペットボトル、空き缶、紙くず、プラスチック等のゴミが住宅、国道に飛んでくる。」と記載されている。

エ 上記ウの(エ)によれば、本件各土地には、大量の廃タイヤが長期間にわたって野積みされているが、野積みされた廃タイヤは、「蚊、はえその他の害虫の発生源となる」（平成12年7月24日付け衛環第65号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」）ほか、「長期保管により蓄熱発火する可能性もある」（若倉正英「産業廃棄物における災害の発生動向と安全性の

問題点」(廃棄物学会誌 Vol.12 No.4)とされている。

オ 以上によれば、本件産業廃棄物が本件各土地(国道沿いにあり、周囲には一般住宅等があり、約300メートル先には上水道の水源がある。)に長期間にわたって大量に保管されていたことにより、廃油のドラム缶からの流出及び地下浸透とそれに伴う悪臭の発散、廃プラスチック類の周囲への飛散が認められたのみならず、廃油の地下浸透による上水道の水源等への影響が懸念され、廃タイヤの野積みによる蚊、はえその他の害虫の発生及び自然発火も懸念される状況であったにもかかわらず、審査請求人X₁は、本件各土地の周囲に囲いを設けておらず、産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散を阻止する措置も、また、蚊、はえその他の害虫の発生を防止する措置も講じていなかったことが認められる。

したがって、審査請求人X₁は、産業廃棄物処理基準(廃棄物処理法施行令3条1号りの規定の例によると規定する廃棄物処理法施行令6条1項2号ロ(1))及び産業廃棄物保管基準(廃棄物処理法施行規則8条1号から3号まで)に適合しない方法で本件産業廃棄物の保管を行っていたのであり、その結果、廃油の流出及び地下浸透とそれに伴う悪臭の発散、廃プラスチック類の周囲への飛散という生活環境の保全上の支障が現実には生じていたのみならず、廃油の地下浸透による上水道の水源等への影響、廃タイヤの野積みによる蚊、はえその他の害虫の発生及び自然発火という生活環境の保全上の支障が生ずるおそれもあったといえることができる。

- (3) 上記(2)で検討したところによれば、本件各措置命令は、廃棄物処理法19条の5第1項に規定する措置命令の要件のうち、「産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき」という要件を満たしているといえることができる。

そして、審査請求人X₁が本件各土地に本件産業廃棄物を大量に保管していたことによる上記(2)の生活環境の保全上の支障を除去し、又はその支障の発生を防止するためには、本件産業廃棄物の不適正な保管状態を解消することが必要であったから、本件各措置命令が本件産業廃棄物を全量撤去し、廃棄物処理法に従い適正に処理することを命じたことは、廃棄物処理法19条の5第1項に規定する「必要な限度において」講ずべき措置を命

じたものということができる。

なお、廃棄物処理法19条の5第1項1号は、「当該保管、収集、運搬又は処分を行った者」に対し、措置命令をすることができる」と規定している。本件産業廃棄物は、上記(1)のとおり、審査請求人X₁が排出事業者又は受託事業者として保管していたものと認められるから、本件産業廃棄物の不適正な保管は、審査請求人X₁が業務として行ったものである。したがって、審査請求人X₁は、「当該保管（中略）を行った者」に該当すると解されるが、これに加えて、審査請求人X₂も、審査請求人X₁の代表取締役であり、審査請求人X₁の業務の執行について善管注意義務（会社法（平成17年法律第86号）330条、民法（明治29年法律第89号）644条）及び忠実義務（会社法355条）を負っていることに鑑み、本件産業廃棄物の不適正な保管の原因を作出した者として、「当該保管（中略）を行った者」に該当すると解するのが相当である（行政処分の指針（第9の2の(2)の②）参照）から、処分庁が審査請求人X₁及び審査請求人X₂の双方に対して各措置命令をしたことは、廃棄物処理法19条の5第1項1号に従ったものということができる。

以上のとおり、本件各措置命令は、廃棄物処理法19条の5第1項に規定する措置命令の要件に適合していると認められる。

(4) 最後に、審査請求人らの主張について検討する。

ア 審査請求人らは、本件各土地の競売手続において落札者が本件産業廃棄物の処分をすることになっていたと主張する（上記第1の3の(2)）。

しかし、廃棄物処理法19条の5第1項1号の規定に基づく措置命令は、産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の「保管、収集、運搬又は処分を行った者」に対してされるものであって、当該保管等を行った者が、当該産業廃棄物が残置されている土地の所有者であるか否かを問わないから、本件各措置命令の当時、審査請求人X₂が本件各土地の所有者ではなくなっていたことは、本件各措置命令の効力を左右するものではない。

したがって、審査請求人らの上記主張は、採用することができない。

イ また、審査請求人らは、本件産業廃棄物の発注者であるD都道府県がその処分費用の支払に応じないし、Eが、審査請求人X₁が落札した物の中に産業廃棄物を混入したなどとも主張する（上記第1の3の(1)及び(3)）が、そうした事情があったとしても、それらは、本件各措置命令が廃棄

物処理法19条の5第1項に規定する措置命令の要件に適合しているとの上記(3)の判断に影響を及ぼすものではない。

したがって、審査請求人らの上記主張も、採用することができない。

(5) 上記(1)から(4)までで検討したところによれば、本件各措置命令に違法又は不当な点があるとは認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美

(別紙)

物 件 目 録

- 1 所 在 B地
地 番 a_2
地 目 宅地
地 積 798.00m^2

- 2 所 在 B地
地 番 a_3
地 目 宅地
地 積 1438.00m^2

- 3 所 在 B地
地 番 a_1
地 目 宅地
地 積 991.00m^2

- 4 所 在 B地
地 番 a_4
地 目 宅地
地 積 549.15m^2

- 5 所 在 B地
地 番 a_5
地 目 雜種地
地 積 1396m^2

- 6 所 在 B地
地 番 a_6
地 目 宅地
地 積 330.58m^2